

# 確定拠出年金制度の運用改善等 に向けた提言

一般社団法人  
 生命保険協会

2026年6月5日

# DC市場に占める生命保険会社の占率

- 生命保険会社の預かり資産はDC市場約30兆円のうち約4.4兆円を占める
- DC普及・推進に向け、セミナー開催やツール提供などを各社で取組み

## 1. DC市場における生命保険会社の取扱い占率

(出典)資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート2025  
(金融庁)

<DC市場に占める生保の預かり資産額(2024年9月末)>

	生保合計	DC市場	占率
企業型DC	4.0兆円	23.0兆円	17%
個人型DC(iDeCo)	0.4兆円	6.7兆円	6%
計	4.4兆円	29.7兆円	15%

- 生命保険会社は運営管理機関として運用関連業務を担い、商品提供機関(販売会社)として運用商品(元本確保型商品、投信等)を提供

<企業型DCの生保運管の規約数(2024年9月末)>

	生保合計	DC市場	占率
規約数(※①)	1,822	8,528	21%

(※①)RKのうち1社においては、1つの規約の中に複数の契約がある場合、契約単位でデータが管理されているため、当該RK分のデータについては契約単位で集計

## 2. DCにおける生命保険会社各社の取組み事例

	個社の取組み事例
普及・推進	<ul style="list-style-type: none"><li>・iDeCoを含む、資産形成に関するセミナー開催</li><li>・企業型DC資格喪失者に向けたiDeCo手続き勧奨、iDeCo紹介冊子の配布</li></ul>
サービス	<ul style="list-style-type: none"><li>・スマホアプリの開発・導入、生体認証による加入手続き等の利便性向上</li><li>・iDeCo活用による生涯収支のシミュレーションツールの開発、提供</li></ul>

# DCに対する生保協会要望

□ 生命保険協会は、毎年、税制改正要望や規制改革要望の中で、DC普及・推進に関する要望を提出

## <制度面>

概要		課題	要望	効果見込み
<b>拠出限度額関係</b>				
①	企業型確定拠出年金の拠出限度額に係る経過措置の見直し	他制度掛金相当額導入以前より企業型年金を実施している企業は、旧法令に基づいて退職給付制度を構築しており、現行の経過措置の解除要件は確定給付企業年金の制度変更等の柔軟性を阻害する可能性	企業型年金の拠出限度額見直しに伴う経過措置(令和6年12月1日の他制度掛金相当額導入以前に企業型年金を実施している事業主について、企業型年金の拠出限度額を27,500円とする経過措置)が確実に適用できるようにすること	既得権の保護、老後生活資金の充実、DB制度の柔軟な制度設計維持
②	退職一時金のiDeCoへの移換可能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的な個人の老後資産という枠組みでは同一のため、移換先を選択できるようにすべき</li> <li>・実現時の事務負担・コスト面の影響は大きいものの、昨今の個人の資産形成ニーズの高まりや将来的なiDeCoの拠出限度額や加入可能年齢の引上げを踏まえると、当該ニーズも高まっている。事務負担・コスト面の影響を慎重に考慮した検討が必要</li> </ul>	現在DB・DCからの脱退一時金はiDeCoへ移換することが可能。退職一時金からもiDeCoへの移換を可能とすること	老後生活資金の充実化を企図した資産運用機会の創出
<b>中途脱退関係</b>				
③	脱退一時金の支給要件の緩和	外国籍の企業型加入者が国外に転居し厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合、企業型・個人型確定拠出年金の加入者資格がなく、加入者として掛金の追加拠出が出来ないにもかかわらず、個人別管理資産に手数料がかかり、場合によっては個人別管理資産が減少する方が発生することや国外から日本に対して書面の手続きを行わなければならないこと等から、退職時において脱退一時金を受け取りたいという強いニーズや、加入者の被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合に、一時金を速やかに受け取りたいというニーズあり	企業型における退職時の脱退一時金について、外国籍の企業型加入者が国外へ転居する場合や、被災等により厚生年金適用事業所に使用されなくなった場合等の脱退一時金の支給要件緩和	未請求、自動移換者の縮減

# DCに対する生保協会要望

## <制度面>

概要		課題	要望	効果見込み
税制関係				
④	特法税の撤廃	DCは個人ごとに資産が紐づくため、特法税は資産目減りに直結する。給付時課税も別途ある中で、特法税による老後資産の実質的な減少は、私的年金の普及の大きな阻害要因	特別法人税については、令和11年3月末まで課税が停止されているが、急速な少子高齢化の進展に伴い、企業努力による老後所得保障のための年金財源の充実を図るため、また、年金制度の持続可能性を高めるためにも将来にわたり撤廃することが望ましい。また、撤廃に至らない場合であっても、課税停止措置を延長することが望ましい。	老後生活資金の安定
ポータビリティ				
⑤	中退共からDCへの移行要件の緩和	中退共加入企業がDC制度を導入する場合、一定条件以外は中退共から資金移換できない。そのため、中退共とDCを両立させるか、中退共を解約し在職者に分配するしか方法がなく、過去期間の積立金を含む中小企業固有の会社制度に即した退職給付制度(DC)の設立を疎外	中小企業退職金共済制度や特定退職金共済制度からDC制度へのポータビリティを拡充し、企業規模や合併等だけでなく、制度間での移行ができるように規制緩和(ポータビリティの拡充)	中退共資金を土台とした、企業それぞれの処遇設計に応じた柔軟な退職金制度の構築が進み、企業魅力度の向上などが期待

# DCに対する生保協会要望

## <制度運営>

概要		課題	要望	効果見込み
拠出額関係				
⑥	確定拠出年金における企業型加入者掛金の変更に関する規制の緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型掛金拠出単位期間において、様々な要因により加入者掛金として拠出できる余力が複数回変わることもあり、加入者が老後の資産形成に向けて拠出枠を最大限活用できるように、より柔軟な運用が必要</li> <li>・また、現行制度では加入者掛金の変更を複数回受け付ける場合(例えば加入者掛金変更可能月を毎月としている規約の事業主)、従業員ごとに加入者掛金の変更有無の履歴を管理する必要があり煩雑</li> </ul>	DC施行令第6条第4号に定める「企業型加入者掛金の変更が企業型掛金拠出単位期間につき一回」とする制約を廃止	DC拠出上限額の有効活用による老後生活資金の充実、事務システム負荷の軽減
自動移換関係				
⑦	脱退手続き未了者へのデフォルトiDeCoの設定(移管先の事前設定など)	国基連への自動移換者は積立金を運用せず(されず)、手数料を取られるだけになるため、有効に積立金を増やし、自動移換者を抑制、減らす必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に資格喪失後の移換先iDeCoを規定することを可能にし、</li> <li>・脱退一時金の要件もセットで拡大(米国形式のように、デフォルトiDeCoへの移換は一定額以上とし、一定額未満は脱退一時金が払い出されるよう要件拡大)</li> <li>・紙手続きが発生せず、自動で移換が進んでいくようなフローとし、移換元RKが対象者を判定し、国基連が対象者の口座開設を実施</li> <li>・基本は労使合意によりデフォルト先を決定</li> <li>・指定運用方法を設定し、自動移換後は全額移換</li> </ul>	自動移換者の抑制

# DCに対する生保協会要望

## < 制度運営 >

概要		課題	要望	効果見込み
商品選択関係				
⑧	商品除外の手続き簡素化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確定拠出年金において運用の方法を除外するためには、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている加入者等の3分の2以上の同意が必要</li> <li>・現状、当該同意取得の手続きが煩雑なため、運用の方法の入替えが進まず、加入者利益を損ねている懸念</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等の不利益にならないと考えられる運用の方法の除外(例えば、同一の運用商品に投資するインデックス型の投資信託で、より信託報酬率の低い投資信託に入替えを行う場合等)の場合は、加入者等の同意なく除外することを可能とする等、確定拠出年金の運用の方法の除外について、加入者等の同意が不要となる事由を追加</li> </ul>	<p>効率的な制度運営、運用商品の高度化による加入者利益の向上</p>
情報管理関係				
⑨	事業主による個人情報利用範囲の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業型確定拠出年金において、事業主が運営管理業務を運営管理機関に委託する場合は、自身の業務の範囲内においてのみ加入者の個人情報の取扱いが可能</li> <li>・事業主が自身で運営管理業務を行わない場合でも、事業主自身が従業員へ継続教育や運用に関する情報提供を実施することがあるが、現在、以下の個人情報は利用が認められておらず、効果的な継続教育ができない状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>－加入者毎の運用利回り</li> <li>－加入者毎の資産配分の状況 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定商品の推奨や不推奨がされないよう体制を構築した上で、企業型DCにおける事業主が取り扱える加入者の個人情報範囲を拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>－加入者毎の運用利回り</li> <li>－加入者毎の資産配分の状況 等</li> </ul> </li> </ul>	<p>効果的な継続教育によるDC制度の活性化</p>

# DCに対する生保協会要望

## <制度運営>

概要	課題	要望	効果見込み
情報管理関係			
⑩ 運用の方法の除外手続き時に事業主から加入者への案内可能化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主は、自身の業務遂行の範囲のみで加入者の個人情報を利用でき、運用の方法の除外時に、除外対象となる運用の方法へ運用指図している加入者等への案内は認められていない</li> <li>・運用の方法の除外手続きの際には、除外対象となる運用の方法へ運用指図している加入者等に運営管理機関から個別通知が送付され、また、運用の方法の除外後は、除外された商品を保有していた者へ運用指図の勧奨を行うが、事業主は上記の規制によりこれらの行為に関与することができない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者にとって、事業主からの案内は有用であり、不利益にならないと考えられるため、DC実施事業主が加入者の個人情報を利用できる業務として「事業主の業務の範囲」に「運用の方法の除外手続き」を追加</li> </ul>	事業主の手続き範囲拡大によるDC制度の活性化

## <その他>

概要	課題	要望	効果見込み
—			
⑪ DBからDCへの移行要件の緩和	DBからDC移行時の積立金移換が最低積立基準額に基づくものとなっており、企業のニーズと異なるケースあり(現在はDC移行の積立金移換の基準を満たすDB規約変更を実施する必要)	最低積立基準額以外に、「要支給額その他合理的な方法に基づく額」の可能化(DB法施行令54条の2、54条の3)	積立金移換の選択幅が拡大